2008年度の人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

2008年度における新規採用者数並びに職種別及び事由別退職者数は、次のとおりです。

①採用者数(合計182人)

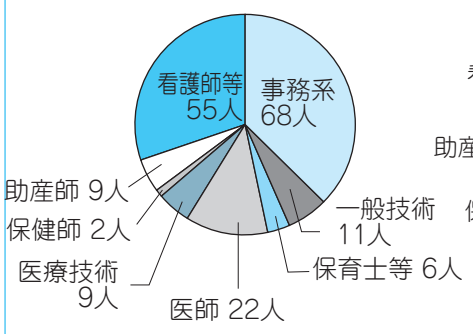

②退職者数(合計193人)

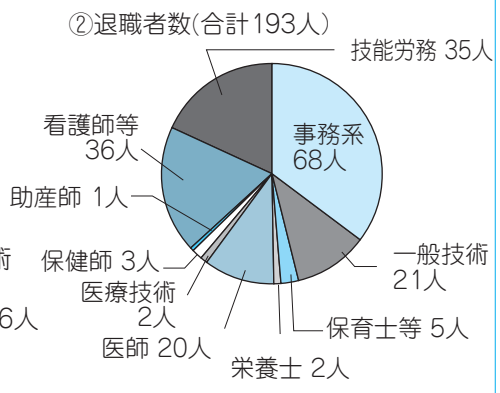

③事由別退職者数（合計193人）

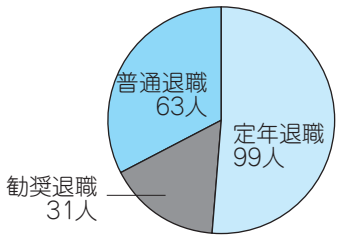

定年退職…60歳に達する日以後の最初の3月31日に退職。
勧奨退職…一定の年齢及び勤続年数以上の者に希望を募る定年前の早期退職。
普通退職…自己都合などによる退職。

(2) 職員数に関する状況（各年度4月1日現在）

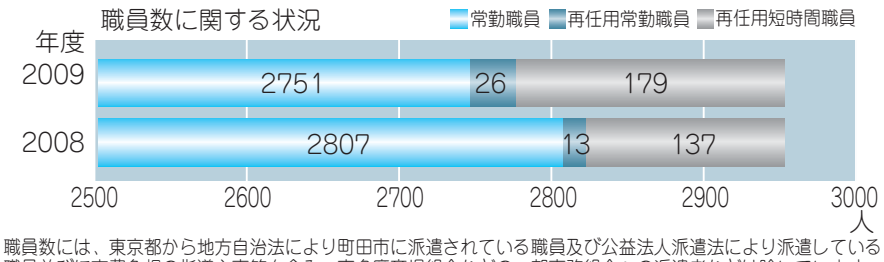

職員数には、東京都から地方自治法により町田市に派遣されている職員及び公益法人派遣法により派遣している職員並びに市費負担の指導主事等を含み、南多摩斎場組合などの一部事務組合への派遣者などは除いています。

2 職員の給与の状況

職員給与費の状況（2008年度決算額）

（職員数は、2008年4月1日現在）

区　分	職員数(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	一人当たりの給与費(B)/(A)
一般事務・一般技術	1790人	73億3,404万円	27億2,452万円	34億1,590万円	134億7,446万円	753万円
医療職(医師等を除く)	520人	17億8,992万円	7億9,987万円	7億8,842万円	33億7,821万円	650万円
技能労務職	434人	18億8,263万円	5億8,628万円	8億7,254万円	33億4,145万円	770万円

職員手当（地域手当、管理職手当、扶養手当など）には、退職手当は含みません。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休憩時間・休息時間の状況

職員の勤務時間については、条例等により次のように定められています。

勤務時間			休憩時間・休息時間
勤務時間	始業時刻	終業時刻	
週40時間 ※1	午前8時30分	午後5時15分	午後0時15分から45分間の休憩時間及び概ね4時間の勤務時間ごとに15分間の休息時間　※2

※1　2009年4月1日から1週間あたりの勤務時間は、38時間45分となりました。
※2　2009年4月1日から休息時間は廃止され、休憩時間は午後0時から午後1時までの1時間となっています。

(2) 休暇制度の概要

職員に付与される年次休暇は、1年度につき20日となっています。
年次休暇以外の休暇等については、次のようなものがあります。

種　類	付与日数、期間等
公民権の行使	必要な時間
骨髄移植休暇	必要な日数
ボランティア休暇	1年度に5日まで
忌　引	配偶者10日、父母、子7日、祖父母、兄弟姉妹3日、おじおば2日等
結婚休暇	連続する7日以内（週休日等を含む）
生理休暇	連続する2日の範囲内
母子保健健診休暇	妊娠23週までは4週に1回、妊娠24週から35週までは2週に1回、妊娠36週から出産までは1週に1回、産後1年以内医師等が指示する回数
妊娠症状対応休暇	2回まで合計10日以内
産前産後の休養	産前産後を通じ16週間（多胎妊娠の場合は24週間）の範囲内
出産介護休暇	出産前後3週間以内2日
子どもの看護休暇	9歳に達した後、最初の3月31日まで　1年度に5日以内
リフレッシュ休暇	勤続10年、20年は3日、30年は4日
人間ドック休暇	年1回、2日以内
夏季休暇	5日
介護休暇	介護休暇の初日から2年間に限り3回まで　通算180日
病気休暇	疾病または負傷のため療養する必要があり、勤務をしないことがやむを得ないと認めるとき（90日の範囲内）

(3) 病気休暇・介護休暇・育児休業の状況

病気休暇	介護休暇	育児休業	
		女	男
178人	2人	110人	2人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持並びに適正な運営の確保という観点から行われる処分で地方公務員法第28条に規定されているものです。
懲戒処分は、職員の非違行為に対して、職場の秩序維持・回復することを目的として行われる処分で地方公務員法第29条に規定されているものです。

(1) 分限処分

種　類	件　数
病気休職	139件
刑事休職	0件

(2) 懲戒処分

種　類	件　数
免　職	0件
停　職	0件
減　給	0件
戒　告	3件

5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者であり、職務専念義務を負うことから、任命権者の許可がある場合を除いて、営利を目的とする私企業等への従事は禁止されています。

種　類	件　数
営利企業等の従事許可	47件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

常に市民のニーズを正確にとらえる視点を持ち、高い専門的知識と人間性豊かな判断力・行動力をもって課題に取り組み、市民の納得・共感・信頼を得る行政のプロフェッショナルを育成するため、職員に対する研修を計画的に実施しています。

研修の種類	修了者数	備　考
独自研修	4089人	職層別研修・実務研修・専門研修等
	うち277人	自動対外式除細動器（AED）講習受講者
派遣研修	1095人	東京都市町村職員研修所・東京都職員研修所・大学院等へ派遣

(2) 勤務評定の実施状況

職員の勤務評定は、条件附採用期間（採用の日から6か月間）の職員が正式採用になるための判定、主任・係長・管理職選考等の合否の判定並びに昇給の判定などの際に、職務業績、職務遂行能力、職務態度等について実施しています。

種　類	人　数
条件附採用	179人
昇任	344人
勤務成績による昇給	619人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の保健に関する事項

職員の健康の保持増進のため健康診断やそのフォロー等のため健康相談を実施しています。

①主な健康診断の実施状況

種　類	人　数
定期健康診断	2831人
胃検診	319人
大腸検診	1655人

②健康相談の実施状況

相談者	延人数
医師	615人
カウンセラー	117人
栄養士・保健師	861人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定件数

種　類	件　数
公務災害	27件
通勤災害	2件

(3) 町田市職員互助会に関する事項

地方公務員法第42条の規定に基づき、市の条例により「町田市職員互助会」を設置し、職員の健康増進、その他厚生に関する事業を行っています。事業は、会員の会費（給料月額の5/1000）と市の交付金（給料月額の3/1000）で運営されています。

会員数	3008人（2008年4月1日現在）
事業内容	給付事業（慶弔費等）
	健康体育事業（スポーツ大会等）
	文化教養事業（文化祭等）
	福利厚生事業（人間ドック利用補助等）

8 公平委員会の業務の状況

地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、規約により市及び一部事務組合で共同して「東京都市公平委員会」を設置し、職員の勤務条件に関する措置の要求や不利益処分の審査など、職員の権利利益の保護のため処分庁とは異なる第三者機関・中立機関として業務を行っています。

項　目	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分についての不服申立て	0件
苦情処理	0件